
令和3年度浅間山広域避難計画策定業務 報告書【概要版】

令和4年2月

令和3年度は、ア 交通規制手法の検討、イ 避難行動要支援者への避難支援の検討、ウ 住民の安否確認手法の検討、エ 避難所の開設・運営に関する検討を行った。検討にあたり浅間山避難計画（LV1-3想定）（浅間山火山防災協議会 令和3年3月）と調和的になるよう留意した。検討成果は、浅間山広域避難計画（浅間山火山防災協議会 令和2年3月）の「2.3 広域避難計画」に続くかたちで、「2.4 広域避難に係る各種対策」を新たに設け、それぞれの記載内容を例示した。このとき、仕様書の最後の項目である、オ 資料修正意見を踏まえ、その記載内容が改善された。

下記に、令和3年度の主な検討事項であるア～エの概要を紹介する。

ア 交通規制手法の検討

噴火時等における円滑な避難や危険地域への進入防止に資することを目的に、交通規制の基本的な考え方、実施基準、対象範囲、実施体制等に係る考え方を整理するとともに、協議会としての対応事項を検討した。

その結果、浅間山火山防災協議会における交通規制の基本的な考え方として、実施目的・実施時期ごとの対応・交通規制の規制範囲の基本的な考え方・段階的な交通規制・機関ごとの役割が整理された。さらに高速道路等及び、鉄道の交通又は運行の規制について、基本的な考え方・規制の実施基準・関係機関の対応方針が整理された。

イ 避難行動要支援者への避難支援の検討

火山災害の特性を踏まえ、多様な避難又は被災回避行動のあり方を整理するために必要な、市町村が事前に準備すべき取組、それらを支援する県の取組、社会福祉・医療機関等に働きかけるべき事項等を検討した。

その結果、浅間山火山防災協議会における避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難について、避難の基本的な考え方の整理をしたうえで、避難行動要支援者の避難支援及び、社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援について、それぞれ基本的な考え方・関係機関の対応方針が整理された。すなわち、避難行動要支援者の避難支援は、市町村が平常時において避難行動要支援者の個別避難計画の作成や避難支援体制の構築、福祉避難所の指定等を行い、社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援は原則として社会福祉施設等が行い、県及び市町村は社会福祉施設等からの支援要請があったとき、避難先となる施設や輸送手段の確保について支援するなどが示された。

この他、大規模噴火時の避難支援に関する参考となるよう、長野県要配慮者防災・避難マニュアル策定指針や、群馬県災害時保健医療福祉活動指針等にある内容や保健医療福祉活動チームの紹介等、参考情報も追記された。

ウ 住民の安否確認手法の検討

避難情報が発令された場合の安否情報の確認、避難未実施者の搜索・救助、負傷者等への医療救護対応に係る基本的な考え方と対応事項を検討した。

その結果、浅間山火山防災協議会における一般住民等の安否情報の確認について、基本的な考え方・関係機関の対応方針が整理された。すなわち、一般住民等の安否情報の確認は原則として避難実施市町村が行うが、このとき避難者は県外等にもいることが想定されるため、関係機関の支援や消防庁の安否情報システムの活用等が示された。安否情報の確認後、避難未実施者と負傷者等が判明することとなる。そのため、避難未実施者の搜索・救助及び、負傷者等への医療救護対応についても基本的な考え方・関係機関の対応方針が整理された。

エ 避難所の開設・運営に関する検討

避難実施市町村による自市町村内の避難所の開設、受入市町村による受入避難所の開設、避難所の運営、自主避難者の受入等に係る基本的な考え方と対応事項を検討した。

その結果、浅間山火山防災協議会における避難所の開設・運営について、まず避難実施市町村による自市町村内の避難所の開設の基本的な考え方・関係機関の対応方針が整理された。次に、浅間山の大規模噴火では避難者が大量に発生して避難市町村だけでは避難所等が不足することが想定されるため、広域避難者の受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設及び運営に向けた、基本的な考え方・関係機関の対応方針も合わせて整理された。すなわち、避難実施市町村と広域避難者の受入市町村との間で、事前の協議や協定等の締結を行い、実際の噴火のおそれや噴火時等には、事前の協議等に基づく対応にあたるなどが示された。この他、大規模噴火時には避難情報の発令前に避難所以外の場所、例えば親戚・知人宅及び宿泊施設等へ自らの意思で避難する自主避難者も大量に発生することが想定されるため、その際の対応方針も平時からの準備と避難時の対応に分けて整理された。

上記ア～エの検討については、国の指針や、火山防災協議会及び市町村等の既存事例※に基づき検討した。

【※参考とした主な資料】活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）、土砂災害防止法（平成12年法律第五十七号）、防災基本計画（災害対策基本法第34条第1項の規定に基づき中央防災会議が作成）、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（平成28年2月22日内閣府告示第13号）、噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版）（令和3年5月改正内閣府）、大規模火山災害対策への提言【参考資料】（内閣府（防災担当）平成25年）、避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針（内閣府（防災担当）令和3年5月改正）、避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（内閣府（防災担当）平成29年）、避難計画策定の取組み事例集（内閣府（防災担当）令和元年6月改正）、集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（内閣府（防災担当）平成28年）、安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（消防庁国民保護運用室 平成25年3月）、既存の防災計画（浅間山周辺市町村の地域防災計画及び群馬県・長野県の地域防災計画）、浅間山における既存検討結果（噴火シナリオ、火山ハザードマップ、既存の福祉計画（長野県要配慮者防災・避難マニュアル策定指針、群馬県災害時保健医療福祉活動指針等）、浅間山避難計画（LV1-3 想定）最終版（令和3年3月時点）、浅間山広域避難計画作成方針（浅間山火山防災協議会 令和2年3月）、令和2年度浅間山広域避難計画策定業務報告書（浅間山火山防災協議会 令和3年3月）、火山周辺の現況（地区ごとの人口分布、道路、交通、主要ライフライン施設等）、その他協議会及び市町村の防災計画（富士山火山広域避難計画（富士山火山防災対策協議会 平成31年）、富士山周辺市町村の避難計画、阿蘇山火山広域避難計画、鹿児島市地域防災計画大量軽石火山灰対応計画（鹿児島市 令和2年一部改訂）等）
